

萩市の歴史的町並み保存と 古都保存法理念の全国展開

萩 市

○萩市の自然と古地図







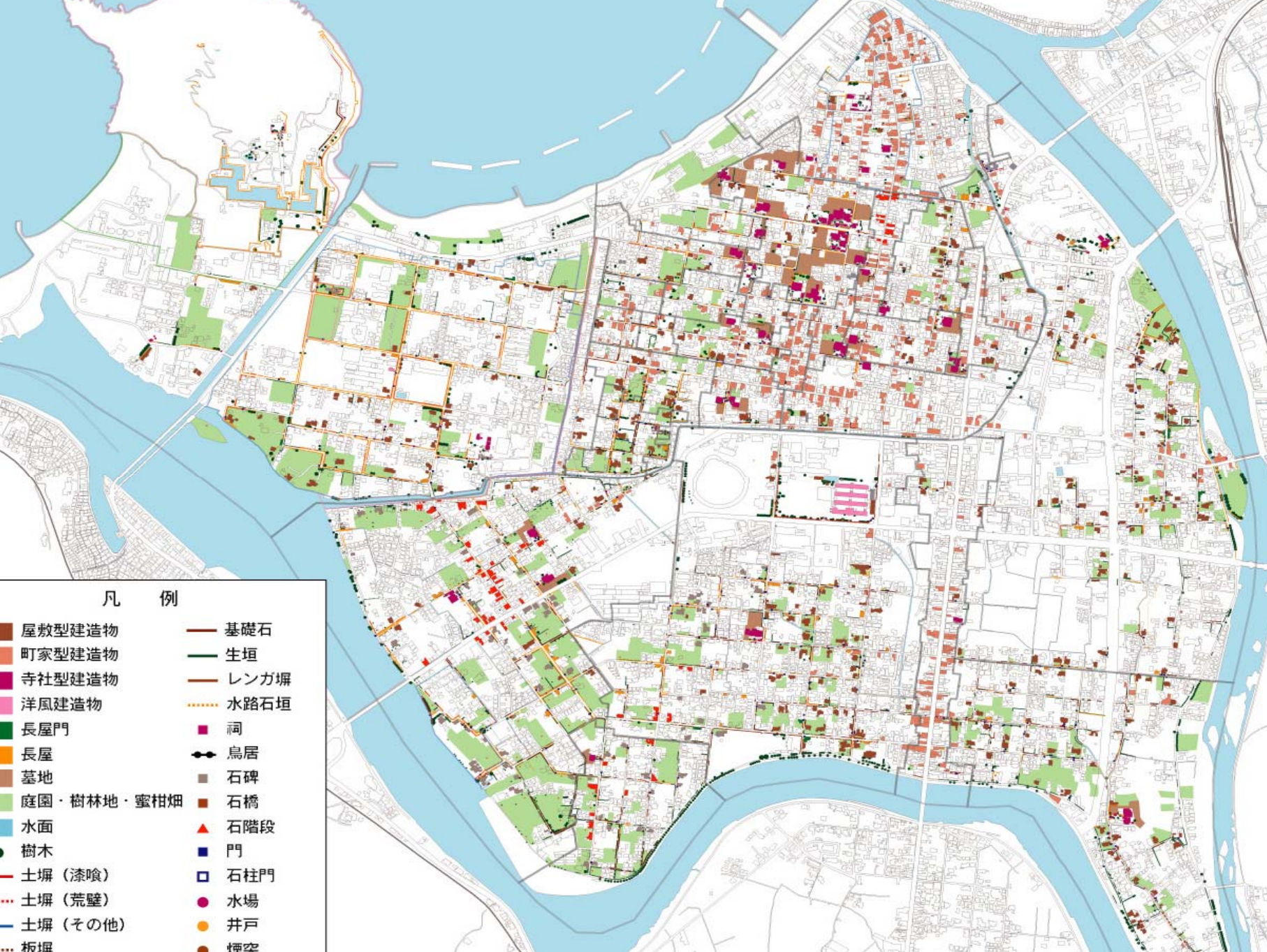






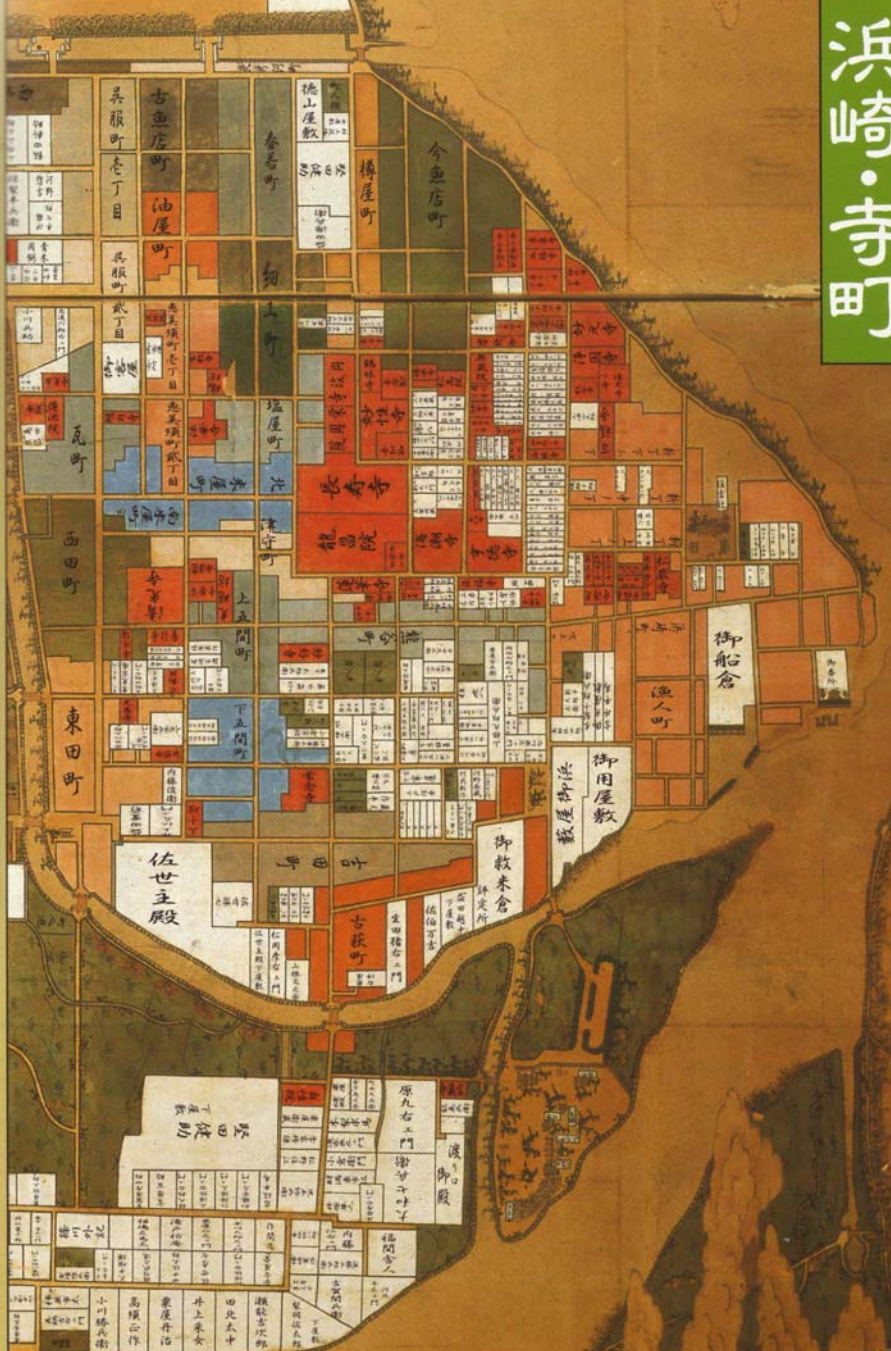








浜崎・寺町



○伝統文化の継承













○歷史的文化的遺産の保存

史蹟名勝紀念物法

文化財保護法

萩市独自条例

伝統的建造物群保存地区













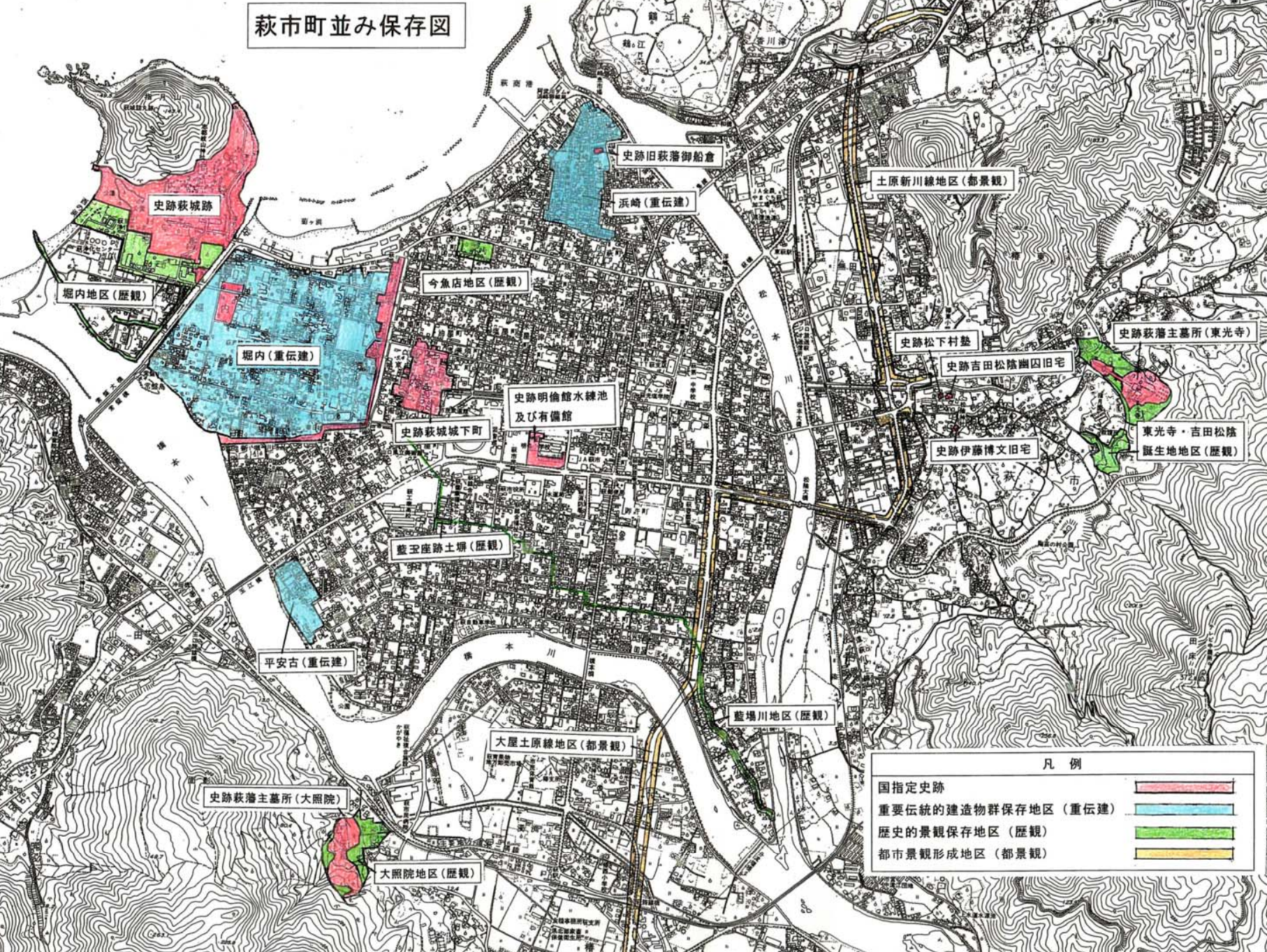




郵便
POST



萩市町並み保存図



○萩市都市景観条例による 景観形成

○萩に相応しくない建物等







の青山
No.1

洋服の青山
業界No.1



食時
ちゃん







洗濯王

洗濯王

11・15

11・15

当店、しみぬき有名です。

ワイシャワ
120円
ドライ機
400円

400円

○指導により改善した例

 アコム

1F  有









不法投棄
厳禁!

●発見した場合は警察へ通報ください。



写真

快速 45秒 証明写真

FUJICOLOR
id-STUDIO

カラー
45秒

パスポート
免許証
フリーフォト

PHOTO-ME









○景観行政団体への移行

- ①平成17年3月 景観行政団体となる
- ② 市全域を景観計画区域に
 - 川内は建物の高さ16mに規制
 - 形態意匠は歴史的になもの
- ③屋外広告物条例(仮称)の制定
 - 禁止地域と許可地域

○現行各種法律の限界

①文化財保護法

史跡,重要文化財等を含む

自然環境は困難

② 都市計画法

市街地周辺の緑地保全は困難

③景観法

建物建築を前提としている

○古都保存法の理念の活用

萩市の「歴史的風土」を凍結的に保存すべき区域

1 (案) 維新の里地区

松下村塾、伊藤博文旧宅等と緑

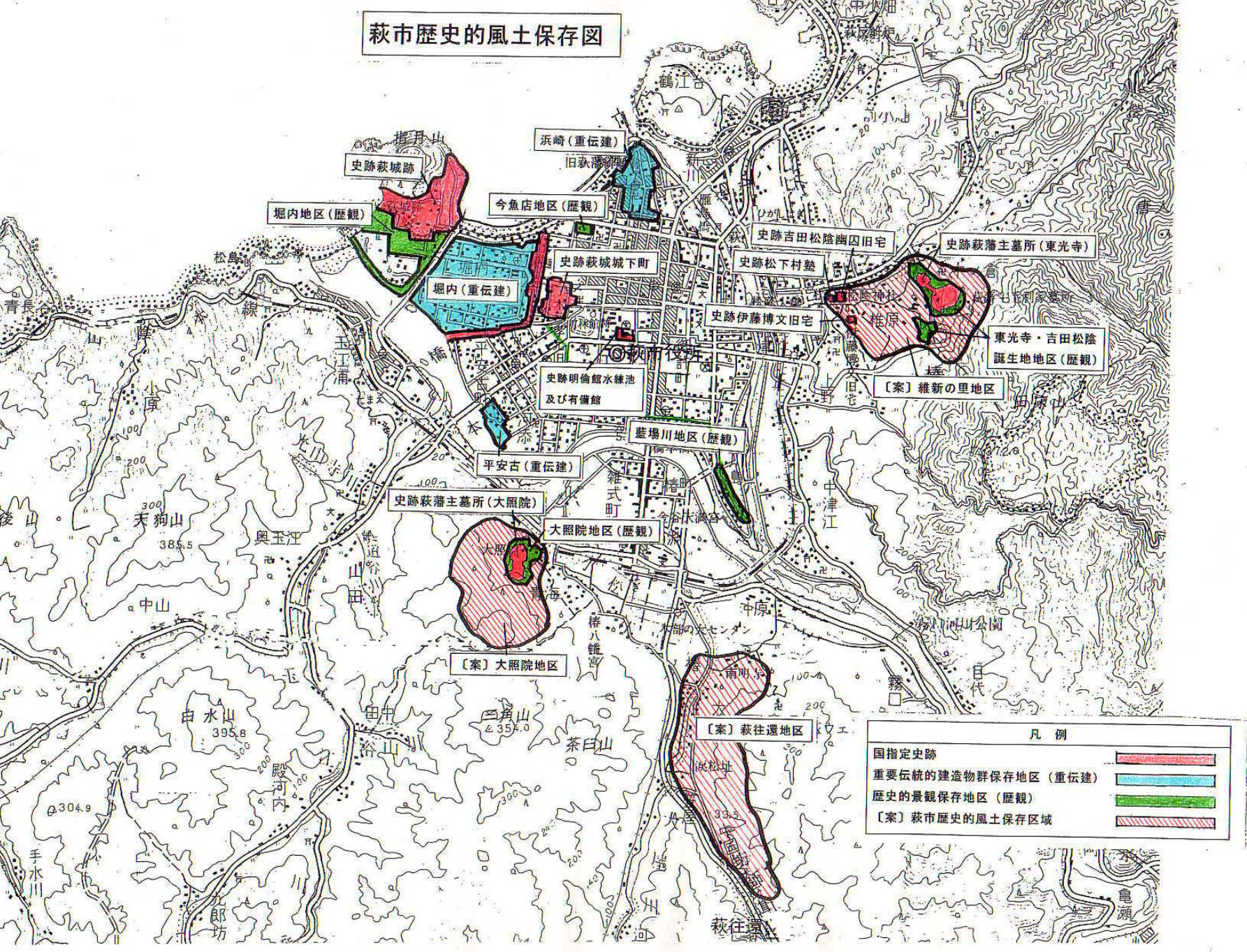
2 (案) 大照院地区

萩藩主墓所大照院と緑

3 (案) 萩往還地区

萩往還道と緑

萩市歴史の風土保存図



I. 萩市の歴史的町並み保存の取組み

1. 史蹟名勝紀念物法(大正 8 年・文化財保護法の前身の一つ)による史跡の保存

- ① 松下村塾 155 m²、吉田松陰幽囚の旧宅 442 m² (大正 11 年)
- ② 萩反射炉 3,026 m² (大正 13 年)
- ③ 明倫館水練池及び有備館 1,683 m² (昭和 4 年)
- ④ 木戸孝允旧宅 829 m²、伊藤博文旧宅 393 m² (昭和 7 年)
- ⑤ 旧萩藩御船倉 423 m² (昭和 11 年)

2. 文化財保護法(昭和 25 年)の国指定史跡による歴史的地域の保存

(「国宝保存法(昭和 4 年)」「重要美術品の保存ニ関スル法律(昭和 8 年)」「史蹟名勝紀念物法」等を統合して文化財保護法が成立。)

- ⑥ 萩城跡(指月山、城跡、外堀等) 18.8 h a (昭和 26 年)
- ⑦ 萩城城下町 5.5 h a (昭和 42 年)
- ⑧ 萩藩主毛利家墓所(天樹院、大照院、東光寺) 3.4 h a (昭和 56 年)
- ⑨ 見島ジーコンボ古墳群 1.2 h a (昭和 59 年)
- ⑩ 歴史の道「萩往還」 5.6 k m (平成元年)

3. 萩市文化財保護条例(昭和 35 年)による文化財保存

- ① 旧周布家長屋門(昭和 37 年)
- ② 平安橋(昭和 37 年)
- ③ 問田益田氏旧宅土塀(昭和 37 年)
- ④ 旧福原家書院(昭和 42 年)
- ⑤ 小川家長屋門(昭和 46 年) など

4. 萩市緑を守る条例(昭和 48 年)による保存樹木指定

- ・ 高さ 10m 以上、幹周囲 1m 以上の樹木を指定し、保存
- ・ 現在までに 51 本指定

5. 「歴史的景観保存条例」の制定

昭和 47 年 10 月に「萩市歴史的景観保存条例」を制定し、7 箇所を「歴史的景観保存地区」に指定した。保存地区では、建物建築や宅地造成等の事前届出を義務付け、届出に対し、市長は助言、指導、勧告をすることができる。

6.伝統的建造物群保存地区の指定 伝建条例 昭和51年3月27日制定

①昭和51年指定

堀内地区(武家地)	55.0ha	伝建物 20 件、土塀等 263 件
平安古地区(武家地)	4.0ha	伝建物 16 件、土塀等 30 件
保存計画の策定	現状変更の規制	経費の補助 税の優遇措置

②平成13年指定

浜崎地区(港町)	10.3ha	伝建物 132 件 石積等 57 件
----------	--------	--------------------

7.歴史的景観保存条例を萩市都市景観条例に改編 平成2年12月制定

歴史的景観保存地区の制度は継続し、次のことを追加した。

①都市計画区域 5,922ha での大規模建築物等の届出制度 年間約 30 件届出

②「都市景観形成地区」の指定制度

地区指定 平成 11 年「土原新川線沿線地区」

平成 15 年「大屋土原線沿線地区」

③助成制度 ④表彰制度 ⑤諮問機関の設置

【大規模建築物等の届出に対して助言・指導した事例】

①平成 3 年 パチンコ店の新築の届出

届出に対し指導を行い、屋根に瓦を載せ、白壁やなまこ壁を設置した。

②平成 6 年 消費者金融会社が建物屋上に赤色広告板設置の届出

色彩を反転するよう指導し、地の色が白となり派手さが軽減された。

③平成 7 年 4 階建てアパート新築の届出

4 階建てアパートの新築を指導により 3 階に変更した。

④平成 7 年 鶴江台に携帯電話の 40m の中継鉄塔新設の届出

指導により 40m の鉄塔を止め、ホテル屋上へのアンテナ設置に変更した。

⑤平成 8 年 ハウスメーカーの 12m の広告塔の新設の届出

指導により、高さを 12m から 10m に下げた。

⑥平成 10 年 笠山に携帯電話の 20m の中継鉄塔新設の届出

指導により 20m の鉄塔を止め、8m の鉄塔を 2 本とした。

⑦平成 14 年 市役所前国道拡幅事業

国と協議し、市役所前庭のサクラ並木を新拡幅道路の中央分離帯とした。

8.都市景観基本計画の策定 平成9年3月に策定

参考:萩都市景観賞の創設と表彰状況

H 9 年 山陽コカコーラ等 5 社 自動販売機を自費で焦茶色に変更した。

H 10 年 萩駅舎と萩市観光協会事務所

H 11 年 河村病院職員寮(堀内) 萩国際大学本館(前小畑)

- H 1 2 年 田中家住宅(川島) 和食処鈴豊(新川)
- H 1 3 年 萩の宿常茂恵(東浜崎) 潮音山観音院(玉江浦)
- H 1 4 年 珈琲蔵(城東南) 金谷天満宮(椿町)
- H 1 5 年 平安古河川公園(平安古) 椎原地区生垣(椎原)
- H 1 6 年 美萩海浜公園(後小畑) 馬原屋家板塀(江向) 菊ヶ浜竹垣(堀内)
- H 1 7 年 乳母の茶屋(明木) 大石家石塀及び門

参考:シンポジウムの開催

- H 9 年 1 0 月 萩都市景観市民シンポジウム
- H 1 1 年 1 0 月 伝統的建造物群保存啓発シンポジウム
- H 1 2 年 1 1 月 文化財保護法 50 年・伝建制度 25 年記念シンポジウム
- H 1 4 年 1 0 月 浜崎伝建地区選定 1 周年記念シンポジウム
- H 1 6 年 9 月 「木造民家の保存、及び地域再生国際シンポジウム」
- H 1 7 年 1 0 月 「日仏景観会議・萩」開催。ソルボンヌ大学学長講演。

9.住民のまちづくり活動

(1)「**浜崎しっちゃん会**」平成 10 年 2 月発足。イベント「浜崎おたから博物館」の開催。「街なみ環境整備事業」の実施や伝建地区の選定を推進した。

(2)都市景観形成地区「土原新川線沿線地区」のグループ

「土原新川線ふれあいトーク」が平成 9 年 6 月に発足。道路沿線の都市景観形成地区指定に協力した。〔届出状況〕年間約 10 数件

「土原新川沿線都市景観形成地区」で助言・指導した事例

- ① 1 3 年 5 月 消費者金融会社の広告塔新設の届出
高さ 1 0 m の広告塔新設の届出。指導の結果、広告塔は 7 m に。
- ② 1 3 年 5 月 菓子販売会社の店舗新築
届出はモダンだったが、指導により屋根に瓦、白壁や虫籠窓風で和風に。
- ③ 1 4 年 8 月 飲食店の看板新設
届出では派手な赤色であったが、指導により茶色に変更した。
- ④ 1 5 年 5 月 ガソリンスタンドの看板の色彩変更
色が黄色で派手だったので、指導により地の色を白に変更した。
- ⑤ 1 6 年 2 月 大型ショッピングセンターの集合広告塔
3 店舗、別々の広告塔を指導により、一つの集合広告塔にした。

(3)都市景観形成地区「大屋土原沿線地区」のグループ

住民約 3 0 人が「大屋土原線景観協議会オレンジロード」を 1 3 年 9 月に結

成。15年3月にこの道路沿線を景観地区に指定。届出は年に約10件。

「大屋土原沿線都市景観形成地区」で助言・指導した事例

① 15年7月 届出はブロック塀の新設だったが、指導により板塀を設置。

② 15年12月 携帯電話の高さ約30mの中継鉄塔の設置の中止。

土地所有者が合意していたが、市の指導により中止となった。

10.景観行政団体への移行

平成16年制定の景観法に基づいて、平成17年3月3日に全国で10番目、中四国地方で初めての景観行政団体となる。

① 平成17～18年度で市全域を景観計画区域とする景観計画を策定しつつある。

・川内は建物の高さ16mに規制

・形態意匠は歴史的風致に調和したものとする。

② 平成17～18年度で屋外広告物条例（仮称）を制定しつつある。

・市域全域を一般広告物の禁止地域か、許可地域とする。

・高さ、表示面積、形態意匠、色彩の許可基準を設定する。

③ 現在の景観条例を景観法委任の景観条例に全面改正する。

Ⅱ. 現行取組みの限界と古都保存法の理念の活用

1. 現行の各種法律に基づく取組み

(1)文化財保護法による歴史的風致及び緑地保存の限界

①史跡、重要文化財等の歴史的建物、社寺仏閣の保存を主眼としており、一体の環境保存は困難であった。最近の法改正により、文化的景観が創出され、一体の環境保存はある程度可能となった。

②天然記念物である山、池等の自然は保存できる。ただ、歴史的建築物を含むものではなく、建築物と一体となった環境の保存は困難である。

③重要伝統的建造物群保存地区による歴史的風致の保存は、歴史的建物と一体となった環境の保存に役立つが、昔の町並みを守ることを主眼としており、自然緑地の保存には効力を余り持たない。

(2)都市計画法や都市緑地法による緑地保存の限界

①都市計画区域内の緑地で必要な区域を「緑地保全地域」として都市計画により定める。無秩序な市街地化の防止や、災害防止、住民の生活環境の確保を目的とする。

- ②「特別緑地保全地区」を都市計画により定めることもできる。これには、神社、寺院、遺跡と一体となった伝統的、文化的な緑地の保全を目的とする部分もある。

(3)景観法による景観形成と緑地保存の限界

- ①建築物等について、その高さや形態意匠、色彩を一定の基準に適合させることによる景観形成であり、建築することを前提とし、市街地の形成を目指している。現状の緑地や歴史的風致を凍結的に保存するものではない。
- ②景観重要樹木の指定による木の保存は、地域のシンボリックな単体の木を保存するものであり、林や森という緑地帯の保存を目的としていない。

2. 古都保存法の理念の活用

(1)古都保存法の目的

文化財等の歴史的・文化的資産のみならず、周辺の自然的環境を「歴史的風土」として一体的に保存。「歴史的風土」とは、史跡等そのものだけでなく、それらと一体となって「古都らしさ」を具現している自然的環境

(2)古都保存法の仕組み

① 歴史的風土保存区域の指定（国土交通大臣が必要な区域を指定）

- ・建築物の建築等の開発行為を事前に知事へ届出（罰則あり）
- ・知事は、これに対して助言、勧告をする。・・・緩い規制

※「建築物の建築等」＝建築物、その他の工作物の新築増改築。宅地造成、土地の開墾、土地の形質の変更。木竹の伐採、土石類の採取等。

※「歴史的風土保存計画」の決定（国土交通大臣）

行為規制、関連施設整備、指定基準、土地買い入れに関する事項等を定める。

② 歴史的風土特別保存地区（都市計画決定・知事決定）

- ・歴史的風土保存計画に基づき県の都市計画決定で定める。
- ・建築物の建築等の開発行為については知事の許可が必要。・・・現状凍結的保存
- ・違反に対し原状回復等の命令（行政代執行、罰則あり）
- ・不許可処分に対して、損失補償や土地の買い入れを行う。
- ・土地買い入れ、保存施設整備に国が補助する。

※「建築物の建築等」＝建築物、その他の工作物の新築増改築。宅地造成、土地の開墾、土地の形質の変更。木竹の伐採、土石類の採取。建築物その他工作物の色彩の変更。屋外広告物の表示又は掲出等。

(2)古都保存法の理念の全国展開を萩市に当てはめるとした場合

萩市は、過去に都こそ置かれなかったが、幕末及び明治維新期には萩の志士が国政を論じ行動して新しい日本を創り上げており、謂わば、隠れた都であった訳である。また、城下町や維新の歴史的文化的遺産は萩市の至るところに存在し、一つの都市にこれだけ多く残っている町は、萩以外に無いといっても過言ではない。萩の都市遺産は、もはや国の財産であるといえる。

そして、これらの歴史的文化的遺産と周辺の自然的環境とが一体となった「歴史的風土」を凍結的に保存することが、隠れた都であった萩に課せられた使命となっている。

その「歴史的風土」の端的な例が下記のような区域であるが、これらの保存に当たっては、地方自治体だけの取組対象とするのではなく、国が深く関与すべき対象と捉えることが、既に国の責務になっていると考える。

記

1. 維新の里地区（案）

松下村塾、伊藤博文旧宅、吉田松陰誕生地、吉田松陰・高杉晋作墓所、萩藩主墓所東光寺及び、その周辺緑地

2. 大照院地区（案）

萩藩主墓所大照院及び、その周辺緑地

3. 萩往還地区（案）

萩往還（江戸時代の参勤交代に通った街道）周辺緑地

■萩に残る歴史的景観要素(萩のまちづくり資産)マップ



図4-1 萩・川内の景観要素分布図

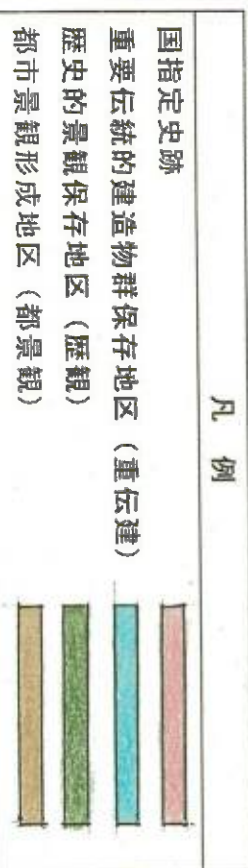
凡例

- | | |
|-------------|---------|
| ■ 重要建造物 | □ 基礎石 |
| ■ 町家型建造物 | □ 生垣 |
| ■ 寺社型建造物 | □ レンガ塀 |
| ■ 洋風型建造物 | □ 水踏石道 |
| ■ 長門門 | □ 鳥居 |
| ■ 長門 | □ 石神 |
| ■ 長門・樹林地・栗林 | □ 石櫓 |
| ■ 水面 | □ 石階段 |
| ■ 樹木 | □ 石柱門 |
| ■ 土塀(塙塀) | □ 水堀 |
| ■ 土塀(塙塀) | □ 井戸 |
| ■ 土塀(その他) | □ 櫓突 |
| ■ 板塀 | □ 地区境界線 |
| ■ 土塀 | □ 近世の道路 |
| ■ 石垣 | |

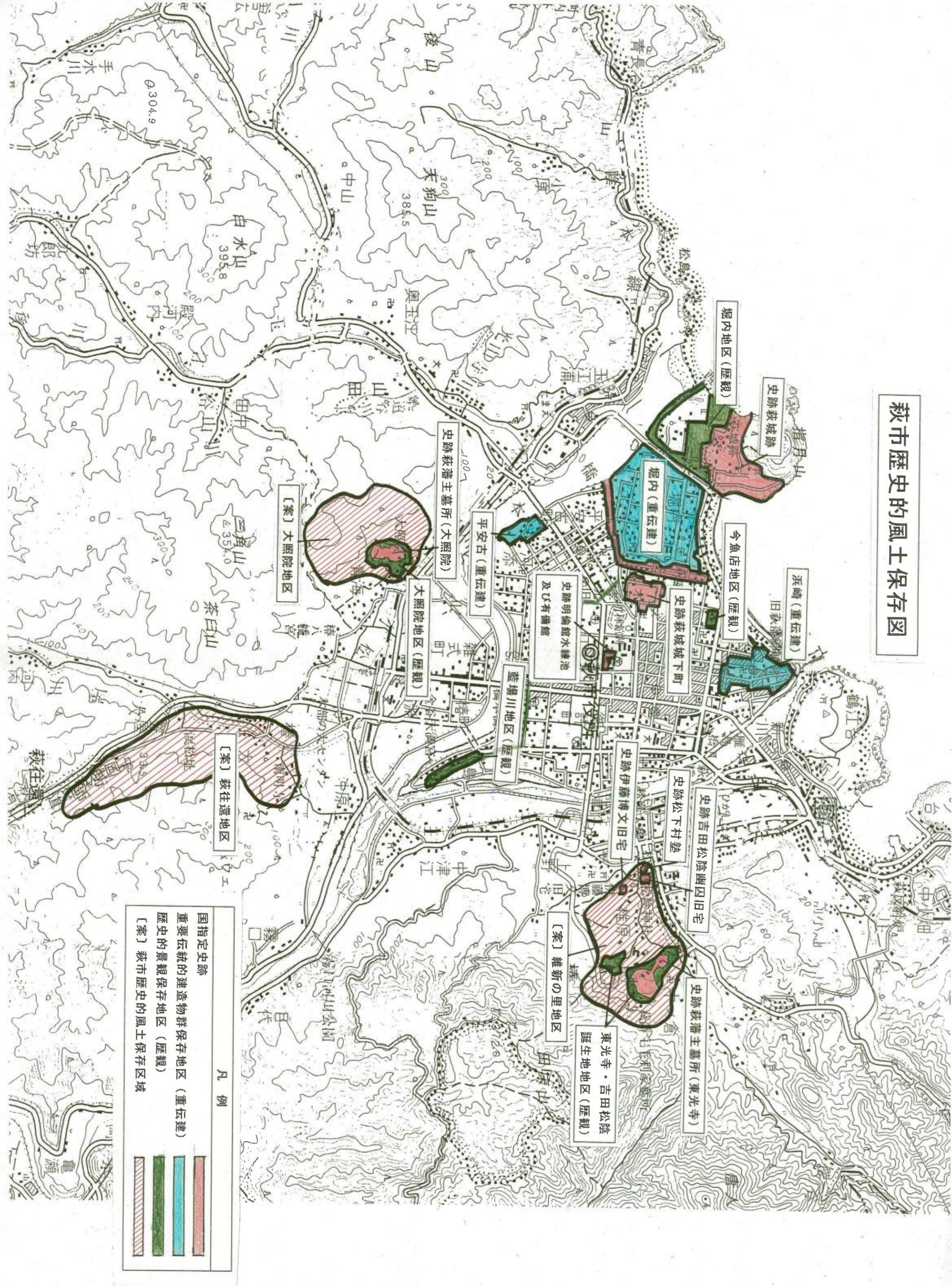
〔景観要素のうち建築物、土塀等の数 1998年調査〕

種類	総数
建築物(戦前期までの建物)	1, 6 0 4
工作物(基礎石、水路石垣、石橋、門等)	1, 0 2 0
塀・垣(土塀、石塀、生垣)	2, 3 4 0
樹木	1, 4 8 5
合計	6, 4 4 9

萩市町並み保存図



萩市歴史の風土保存図



凡 例

国指定史跡	重要伝統的建造物群保存地区(重伝建)	歴史的景観保存地区(歴観)	【案】萩市歴史の風土保存区域